

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月20日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第42号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第8</b> （第22条関係） 振動に係る特定施設			<b>別表第8</b> （第22条関係） 振動に係る特定施設		
番号	施設の種類	規模能力	番号	施設の種類	規模能力
(略)			(略)		
2	圧縮機	<u>振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1第2号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</u>	2	圧縮機	<u>原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</u>
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。